

令和元年 1 1 月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 令和元年 1 1 月 2 0 日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

令和元年11月定例会

日 時 令和元年11月20日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（11名）

1番 きせ恵美子	2番 津本裕子
3番 比留間洋一	4番 山崎とも子
5番 木戸岡秀彦	6番 （欠員）
7番 中村庄一郎	8番 森田真一
9番 石黒照久	10番 鈴木明
11番 波多野健	12番 渡邊一雄

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 石川進司	事 務 局 長 村上哲弥
総 務 課 長 谷川知治	業 務 課 長 田野倉勇
計 画 課 長 伊藤 智	参事(施設更新) 小暮与志夫
総務課長補佐 藤野信一	業 務 課 長 補 佐 三野正彦
計画課長補佐 片山 敬	

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 議案第8号 小平・村山・大和衛生組合職員^{の給与に関する条例の一部を改正する条例}
- 第5 議案第9号 小平・村山・大和衛生組合職員^{の退職手当に関する条例の一部を改正する条例}
- 第6 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第11号 小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員^{の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例}
- 第8 議案第12号 平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 議案第13号 令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）

午前9時30分 開議

○議長【中村庄一郎】 皆さん、おはようございます。本日は開会時間を30分早めまして9時30分といたしましたのでご了承願いたいと思います。

また、議事終了後、管理者報告及び議員説明会を予定しておりますので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで、会議に先立ちまして、謹んでご報告申し上げます。議席番号6番、関田貢議員が、去る9月23日に逝去されました。ここに関田貢議員のご冥福を祈り、謹んで黙禱を捧げたいと思います。皆様、ご起立を願ひたいと思います。

それでは、黙禱。

(黙 禱)

○議長【中村庄一郎】 お直りください。

それでは、お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 会期の決定

○議長【中村庄一郎】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【中村庄一郎】 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第 7 7 条」の規定により、議長から指名申し上げます。

2 番 津本裕子議員

8 番 森田真一議員

1 0 番 鈴木明議員

以上、3 名の方をお願いいたします。

日程第 3 諸報告

○議長【中村庄一郎】 日程第 3 「諸報告」を行います。諸報告につきましては、本年 7 月及び 1 0 月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果でございます。お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第 4 議案第 8 号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 9 号 小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長【中村庄一郎】 日程第 4、議案第 8 号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第 5、議案第 9 号「小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」

については、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**管理者【小林正則】** 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案第8号及び議案第9号につきましては、関連するものでございますので、一括して説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の規定が削除されたため改正するものでございます。

改正の内容でございますが、条例中に当該規定を引用している部分を削除するものでございます。施行期日につきましては、本年12月14日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○**議長【中村庄一郎】** 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。ございませんか。

○**4番【山崎とも子】** 今回の条例改正なんですけれども、欠格条項とはどのようなものだったのか教えてください。

以上です。

○**総務課長【谷川知治】** もととなります地方公務員法の規定で申し上げますと、第16条につきましては、「次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない」という中に、第1号として、「成年被後見人又は被保佐人」というものがございまして、これが法律の改正により削除された、この第1号が削除された、そういった内容でございます。

以上でございます。

○4番【山崎とも子】 申しわけありません。具体的に、小平・村山・大和衛生組合の職員の方で、この組合の中で欠格条項となる場合というのは、特に具体的な例というのはいないんですか。すみません。

○総務課長【谷川知治】 当組合においては、具体的な事例というのはございません。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。

○4番【山崎とも子】 はい。ありがとうございます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をいたします。議案第8号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号「小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第7 議案第11号 小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

○議長【中村庄一郎】 日程第6、議案第10号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び日程第7、議案第11号「小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、以上2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第10号及び議案第11号につきましては、関連するものでございますので、一括して説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員制度を導入するため、「小平・村山・大和衛生組合職員

の分限に関する条例」、「小平・村山・大和衛生組合職員の懲戒に関する条例」、「小平・村山・大和衛生組合職員の育児休業等に関する条例」及び「小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の4本の条例の一部改正を一括して行うとともに、「小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を制定するものでございます。

初めに、議案第10号に係る条例の主な改正の内容でございますが、「小平・村山・大和衛生組合職員の分限に関する条例」につきましては、会計年度任用職員の休職の期間は、当該会計年度任用職員の任期の範囲内とすることを定めるものでございます。

「小平・村山・大和衛生組合職員の懲戒に関する条例」につきましては、会計年度任用職員の減給は、通勤手当相当額及び時間外勤務手当相当額を除いた報酬の月額額の10分の1以内を減ずるものとするを定めるものでございます。

「小平・村山・大和衛生組合職員の育児休業等に関する条例」につきましては、会計年度任用職員を含む非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得期間等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

「小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等は、その職務の性質等を考慮して規則で定めることを定めるものでございます。

次に、議案第11号の内容でございますが、会計年度任用職員の報酬の額、報酬の支給、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものでございます。

これらの内容につきましては、対象となる職員に対して説明をし、了承を得ているところでございます。施行期日につきましては、いずれも来年4月1日

を予定いたしております。

以上が、2議案の内容でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。

質疑に入ります。ございますか。

○8番【森田真一】 恐れ入りますが、もう少し具体的に。例えば現在、該当する非常勤職員の方が全体でどれぐらいいらっしゃるって、そのうち主な、どういうポジションでお仕事をされているとか、それから、その割合ですとか、それから、この改正によって条件が、現状どういうものからどういう形に変わるのかというところを少しお話をいただくとありがたいんですが。

○総務課長【谷川知治】 現状、組合において、この会計年度任用職員の制度に移行の対象となる職員については2名おります。両名とも嘱託職員という非常勤の職でございます。実際に従事している職としては、一般の事務が1人、もう一人は、施設の建てかえに関する専門的な職というような位置づけで1名任用してございます。

会計年度任用職員に制度移行後の待遇面の変化としましては、従前も、例月の報酬と期末手当に相当する付加報酬がございまして、そちらは支給しておったんですけれども、このたび、会計年度任用職員に変わることによりまして、期末手当に相当していたものが、期末手当というものになるんですけれども、支給月数が、法律上の制限もありまして減ります。ただ、その減った分については、毎月の報酬の額に上乘せするというような形で、本人に、1年間ベースでの報酬の支給額にマイナスが生じないようにという配慮はいたしますので、実態としてはこれまでと、報酬の面での差は出てこないという形になります。

そのほか、法律の趣旨によりまして、これまで特別職という扱いでありましたが一般職の職員になると、そういったところでございます。

以上でございます。

○8番【森田真一】 ありがとうございます。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。

○8番【森田真一】 はい。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

○8番【森田真一】 ごめんなさい、聞き忘れしました。もう一点、聞き忘れしました。

任用は、ここでは年度末までという1年刻みになっているわけですがけれども、一般事務の方の場合ですけど、任用の上限とかはどういう。回数の制限とかがあるのかどうか、変化があるのかどうか、そこも教えてください。

○総務課長【谷川知治】 これまでの嘱託職員制度では、一般の事務のような職員については再任を2回まで、通算で3年間という形で運用しておりましたけれども、今後につきましては4回まで再任、通算で5年間の任用ができるという形に変わってございます。変わるという形になります。

○8番【森田真一】 4回って、4年じゃなくて4回ですか。半年刻み？

○総務課長【谷川知治】 再任が4回ですので、通算で5年。最長5年という形です。

○8番【森田真一】 ああ、5年。すみません。ありがとうございます。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。

○8番【森田真一】 はい。ありがとうございます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

○12番【渡邊一雄】 今現在、2名の嘱託職員の方がいらっしゃる。お一人は一般事務で、もう一方は、建てかえの関係で採用されているというようなお話だったかと思えますけれど、そうしますと、これが常態化して常に嘱託の方2名がずっと今までいたのか、それともほんとうに一時的なものなのか。今後の建てかえがめどがついた後、どういった見通しでいるのかということは何

いたいんですが。

○総務課長【谷川知治】 現状、2名、嘱託職員がおりますけれども、その2名を常態的に、人がかわってもそのポストを維持するといった前提ではございませんで、その時々状況に応じて、必要に応じて任用していくという形で考えてございます。この先についても、その時々状況で判断をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。

○12番【渡邊一雄】 常態化するものではないということなんですけど、やはりこの会計年度任用職員の制度に関しては、職員の待遇が改善するという意味では一定の評価はできると思うんですけど、ただ一方で、非常勤、不安定雇用という捉え方をした場合に、その雇用の状態が固定化されるのではないかという懸念もあって、本市、私どもの武蔵村山市では、会派としては、制度そのものに対しては、仕組みに対しては反対したという経緯がありましたけれど、この組合に関しては常態化するような内容ではないということでもありますので。しかも、給与面とか、待遇が悪化するということもなさそうだということがわかりました。ありがとうございました。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。

○12番【渡邊一雄】 はい。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は、反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】　ございませんか。

討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決いたします。採決につきましては議案ごとに行います。

最初に、議案第10号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】　挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号「小平・村山・大和衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】　挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8　議案第12号　平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長【中村庄一郎】　日程第8　「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】　ただいま上程されました議案第12号につきまして説明を申し上げます。

平成30年度におきましては、既存ごみ処理施設の適正な管理運営とともに、施設の整備・更新事業に取り組んでまいりました。昨年度は、組織市3市から、合計して約7万1,000トンのごみを受け入れ、焼却などの処理を行い、施設につきましては、機能維持と安定稼働を目的とした各種工事を実施いたしました。

また、「えんとつフェスティバル」の開催など、地域住民、管内住民の皆様との交流を図り、組合事業などの普及・啓発にも努めてまいりました。

一方で、施設の整備・更新に関しましては、資源物中間処理施設及び、仮称でございますが、不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、それぞれ整備工事を進めてまいりました。

また、仮称でございますが、新ごみ焼却施設につきましては、整備工事の実施に向けまして、環境影響評価手続、事業者選定審議会の設置・開催などを行ってまいりました。

決算の概況といたしましては、歳入総額は35億6,305万4,561円、歳出総額は34億5,520万860円。翌年度へ繰り越すべき財源を除きました実質収支は、8,010万701円となりました。

以上が本案の概要でございます。詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

なお、本案につきましては、去る10月21日に監査委員の審査を受けておりますので、その意見を添えまして提案するものでございます。よろしくご認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。

○事務局長【村上哲弥】 お手元に、「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算書」及び「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般

会計決算附属書類」を配付してございます。

まず、決算書に沿いまして説明を申し上げます。表紙から2枚おめくりください。歳入の決算状況でございます。ここでは、合計額をもとに説明をいたします。表の下段、歳入合計の欄をごらんください。歳入合計は、予算現額の37億9,989万9,000円に対しまして、調定額及び収入済額がともに35億6,305万4,561円となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較では、マイナスで2億3,684万4,439円となりました。これは、繰越明許費に伴う国庫補助金及び基金繰入金を未収入特定財源として翌年度に繰り越したことによるものでございます。

ページを1枚おめくりください。歳出の決算状況でございます。表の下段、歳出合計欄をごらんください。予備費を含めた歳出合計は、予算現額の37億9,989万9,000円に対しまして、支出済額が34億5,520万860円、翌年度繰越額が2億7,001万9,000円となり、不用額は7,467万9,140円となりました。

執行率は、予算現額から翌年度繰越額を除きまして97.9%。さらに、予備費を除いた実質の執行率は98.5%で決算しております。

ページを1枚おめくりください。左のページは、ただいま申し上げました歳入総額、歳出総額と差引残額を記載したものでございます。差引残額の1億785万3,701円につきましては、翌年度に繰り越しをいたしますが、うち、2,775万3,000円につきましては、繰越明許費の財源としての繰り越しでございます。

続きまして、歳入歳出の内容につきまして説明いたします。

ページを2枚おめくりいただき、1ページ、2ページをごらんください。歳入でございます。別にお配りしてございます決算附属書類の9ページ、10ペ

ージに具体的な内容を記載してございますので、あわせてごらんください。

1 款、分担金及び負担金でございます。分担金の総額は、ごみ処理事業の運営経費と施設整備基金積立金との合計から算出されており、各市の負担割合は、10%を均等割として各市3分の1ずつ、90%を投入割として、平成28年度のごみ搬入量の割合に応じて算出したものでございます。

次の2款、使用料及び手数料、1項1目、総務使用料は、組合敷地に設置されている電柱等の使用料でございます。

次の3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金は、資源物中間処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び新ごみ焼却施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

当初予算、6億3,885万4,000円のところ、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に係る交付金対象事業費の増に伴い、709万2,000円の増額補正をいたしました。収入済額は、5億6,738万円でございます。

なお、予算現額と収入済額に7,856万6,000円の開きがございますのは、繰越明許費に伴う財源としたことによるものでございます。

次の4款、財産収入、1項1目、利子及び配当金は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の積立金利子でございます。定期預金での運用を行いました。

当初予算238万4,000円のところ、主に定期預金による運用益があったことにより、105万3,000円の増額補正をいたしました。収入済額は、343万7,240円でございます。

次に、5款、繰入金でございます。1項1目、財政調整基金繰入金は、当初予算で8,290万8,000円の繰り入れを予定しておりましたが、6款、繰越金の増及び歳出の減により、7,736万1,000円の減額補正をいたしました。収入済額は、554万7,000円でございます。

同項 2 目、職員退職手当基金繰入金は、職員への退職手当の支給に伴い繰り入れたものでございます。

ページ変わりました、3 ページ、4 ページをお開きください。

同項 3 目、施設整備基金繰入金は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事費及び工事監理業務委託費に充当するものとして当初予算に計上したもののほか、資源物中間処理施設の工期延長に当たり、起債にかえる財源として施設整備基金を繰り入れることなどにより増額補正をいたしました。予算現額 2 億 9 9 6 万 3, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 4, 6 2 6 万 3, 0 0 0 円。予算現額と収入済みの差 1 億 6, 3 7 0 万円は繰越明許費に伴う財源としたことによるものでございます。

次の 6 款繰越金では、平成 2 9 年度歳計剰余金の確定に伴いまして 7, 9 8 3 万 3, 0 0 0 円の増額補正をいたしました。

7 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子は、歳計現金から生じた利子でございます。

次の 2 項 1 目雑入は、アルミくず、鉄くず等の売り払い収入でございます。鉄くず等で見込みを上回った単価で売却できたこと及び放射能測定に要した費用の東京電力からの賠償金などにより 3 0 6 万 1, 0 0 0 円の増額補正をいたしました。

8 款組合債でございます。資源物中間処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備に伴う起債でございます。資源物中間処理施設の工期延長に係る分について、起債の繰り越しができないことなどにより減額補正をいたしました。借入額は、補正後の予算現額のとおり 1 0 億 7, 0 3 0 万円でございます。

以上が歳入の内容でございます。

次に、決算書の 5 ページ、6 ページをお開きください。歳出でございます。

ここでは、決算書に沿いまして、当初予算額及び補正予算額などを中心に説

明をいたします。決算附属書類に記載の具体的な事業内容及び成果につきましては、後ほど説明いたします。

初めに、1款議会費は、議会の運営等に要する経費でございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費は、職員の給料・手当等の人件費、及び事務執行に要します経費等でございます。

当初予算2億4,844万8,000円のところ、職員の異動等による変動などにより、1,144万円の減額補正を行いました。

2目財産管理費でございます。施設の運営・管理に係る保険料、各種基金への積立金並びに小平市及び東大和市への借地料が主な内容でございます。

当初予算1億9,895万1,000円のところ、財政調整基金への積み立ての増などにより、4,096万9,000円の増額補正を行いました。

次に、7ページ、8ページにかけましての3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会の負担金でございます。

次の2項1目監査委員費は、主に監査委員の報酬でございます。

3項1目余熱利用施設費でございます。こもればの足湯の運営に伴います光熱水費、建物損害保険料、施設維持管理業務委託費等でございます。施設の修繕に必要なため、予備費を23万6,000円充当してございます。

次に、3款塵芥処理場費、1項1目塵芥処理総務費は、業務課職員の旅費、研修参加費、小平市への地域環境対策負担金等でございます。

次に、2目塵芥処理維持管理費でございます。施設の修繕・工事、最終処分場への焼却残渣の運搬等の業務委託、ごみ焼却施設等の運転業務委託、電気料等の光熱水費、各種原材料費など、ごみ処理業務全般の運営・維持管理に要した経費でございます。

当初予算11億7,602万8,000円のところ、資源物中間処理施設の工期延長に伴い試運転期間の運転委託を減額したことなどにより2,889万

1,000円の減額補正を行いました。

次に、7ページから10ページにかけて、2項1目塵芥処理場建設費でございます。資源物中間処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び新ごみ焼却施設の整備に係る経費でございます。

当初予算21億4,066万7,000円のところ、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事工事監理委託業務で契約差金が生じたことなどより2,050万4,000円の減額補正を行いました。

次に、4款公債費でございます。内容については、後ほど説明をいたします。

5款予備費でございます。2款総務費、3項1目余熱利用施設費へ23万6,000円を充当いたしました。

ページを2枚おめくりください。実質収支に関する調書でございます。

冒頭で申し上げました内容と重複もいたしますが、歳入歳出差引額は1億785万3,701円、うち2,775万3,000円を資源物中間処理施設の工期延長に係る繰越明許費の財源として繰り越し、これを差し引きました8,010万701円が実質収支額となり、こちらも翌年度に繰り越しいたします。

次に、ページを1枚おめくりいただき、12ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

公有財産の(1)の土地につきましては、平成30年度での増減はございませんでした。

(2)の建物につきましては、新しい不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事に当たり、危険物小屋を一部取り壊したため、20平方メートルが減となりました。

13ページをごらんください。

上段の表、物品につきましては、決算年度中での増減はございませんでした。

下段の表、基金につきましては、各基金への積み立てによる増額、繰入金としての支出による減額がございます。なお、施設整備基金の繰入金 2 億 9 9 6 万 3, 0 0 0 円は、不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事及び工事監理業務委託に充当したもののほか、資源物中間処理施設の整備工事及び工事監理業務委託の繰越明許分に充当するために取り崩したものも含んでございます。

次に、決算附属書類に沿いまして、平成 3 0 年度の主な事業及び成果を説明いたします。

決算附属書類の 1 1 ページ、1 2 ページをお開きください。

(1) のごみ処理事業でございますが、3 市から日々搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理を行うとともに、金属類などは再資源化を行いました。

(2) の施設対策におきましては、定期的な補修工事のほか、施設の安定的な稼動を目的とした各種の補修工事を行いました。

(3) の余熱利用施設につきましては、平成 3 0 年度の足湯利用者は、推計 6 万 7, 9 1 5 人でございました。

(4) の 3 市共同資源化事業につきましては、3 月 3 1 日に資源物中間処理施設の開所式を執り行いましたほか、施設周辺地域住民との運営連絡会を新たに設置し開催しております。また、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、整備に関する説明会を 2 回開催してございます。

(5) ごみ焼却施設整備事業におきましては、整備運営事業の事業者を選定するための審議会を設置し開催したほか、東京都環境影響評価条例に基づく手続きを進めてまいったところでございます。施設ごとの市民説明会等の開催状況につきましては、枠線内に記載のとおりでございます。

(6) その他の事業といたしましては、組合周辺地域の方々との連絡協議会の開催、「えんとつフェスティバル」の開催、広報紙の発行などを行いました。

1 3 ページをお開きください。ページの下段、過去 3 年の搬入状況の表をご

らんください。

下段の合計の搬入量の項、一番右の列の合計の欄でございますが、平成30年度は7万1,261.22トンで、平成29年度の6万9,471.76トンと比較して2.58%、1,789.46トン増加しております。

ページを2枚おめくりください。15ページ、16ページをお開きください。

1款議会費でございます。議会の開催では、定例会を2回、臨時会を1回開催いたしました。

2款総務費でございます。職員関係経費では、職員の給料等を支払うとともに、職員健康診断などを行いました。

広報啓発事業では、広報紙「えんとつ」の発行などを行いました。

17ページ、18ページをお開きください。

住民協議機関の運営では、組合周辺にお住まいの方々と衛生組合との意見交換・連絡調整の場としての連絡協議会を開催いたしました。

地域共生事業では、「えんとつフェスティバル」の開催に伴い補助金を交付いたしました。

組合管理運営経費では、施設等維持管理のため、清掃業務などを、また、機器等保守整備のため、消防設備法定検査業務などを委託いたしました。

次の財産管理事務では、(仮称)新ごみ処理施設整備運営事業の事業者選定のための審議会の開催、小平市及び東大和市から借用している土地の土地借上料の支払い等を行いました。

各基金管理運用事務では、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金について積み立てを行い、定期預金により管理運用をいたしました。

19ページ、20ページをお開きください。

監査委員費の出納検査及び決算審査でございます。出納検査を3回、決算審査を1回実施いたしました。

足湯の管理運営でございます。足湯施設の管理運営・清掃業務の委託、施設の修繕等を行いました。また、ボランティアによって植物の栽培、花壇の設置などが行われました。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。

地域環境対策負担金でございますが、衛生組合周辺地域の環境整備を目的に、小平市へ負担金の支払いを行いました。

次に、ごみ処理事業でございます。

20ページ下段の表でございますとおり、修繕料61件、工事請負費で25件の補修工事を行いました。

21ページ、22ページをお開きください。

22ページ、上段の表、需用費、役務費は、ごみ処理事業に関連する諸経費の内容でございます。

中段の表、3、委託料をごらんください。

処理・処分等委託料は、焼却灰の最終処分場への運搬が主な内容でございます。

施設等維持管理委託料は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設のプラント運転が主な内容で、資源物中間処理施設の試運転も含んだものでございます。

その他の測定等の委託、機器等保守整備の委託がございます。

下段の表、4、備品購入費は、資源物中間処理施設の稼動に伴う各種什器類等の購入が主な内容でございます。

23ページ、24ページをお開きください。

3市共同資源化事業につきましては、資源物中間処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の施設整備工事及び工事監理業務の委託が主な内容でございます。

なお、資源物中間処理施設に関しましては、正式名称は資源物中間処理施設でございますが、仮称としておりました3市共同資源物処理施設の名称で契約

及び起債申請をした件名などにつきましては、決算附属書類においては引き続きその名称を記載してございますのでご了承ください。

新ごみ焼却施設整備事業につきましては、前年度からの引き続きとなります環境影響評価業務のほか、事業の発注に向けた発注支援業務を委託いたしました。

以上が平成30年度の主な事業及び成果の概要でございます。

次のページ以降は、各種の参考資料でございます。

27ページ、28ページをお開きください。組合債の状況でございます。

上段の表をごらんください。左端の起債の目的欄に5件ございます。

平成30年度償還額は、上から3件の利子のみ、129万6,871円でございます。

未償還額は、右のページになりますが、5件合計で17億9,893万2,335円でございます。

27ページの下表は、借入額、年利率、借入先等の一覧でございます。

以上が平成30年度一般会計歳入歳出決算の内容でございます。

○議長【中村庄一郎】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございますか。

○12番【渡邊一雄】 一般会計決算附属書類の12ページに、資源物中間処理施設の説明のイに、運営連絡会の開催ということで回数記載されておりますけれども、この中で、議事の要録というんですか、まとめられたものを見ますと、委員の方から、やはり施設稼動に伴って子供にアレルギーが出た場合などという心配がありまして、そういう場合、組合にも連絡をしたほうがいいかということで、組合としては、そういうことがあったら必ず連絡いただきたいという返答をされているようなんですけど、私も中間処理施設のある寝屋川市に何年か前に視察に行ってきました。非常に周辺の方々の健康被害というのが

ほんとうに深刻だったんです。ここは、稼働している以上は、そういうことが絶対にないように慎重に慎重を期す必要があるというふうに考えるわけです。

こういう連絡をいただきたいという受け身の体制ではなくて、こちらから、例えば周辺の住民の方々にアンケート調査をすとか積極的に状況を把握するという姿勢が必要ではないかと思うんですが、そのような考えがあるのかどうかというのがまず1点目。

2点目は、同じく附属書類の13ページ、過去3年の搬入状況ということで、3市の状況が出ております。特に不燃ごみ・粗大ごみのところで変動が大きいかなというふうに感じます。例えば、武蔵村山市の場合、約4,000世帯の都営住宅、例えば移転の際の粗大ごみなのかなとか、これは本市でも確認すべきことなんですが、この3市の状況を組合として、搬入状況の推移に関して、組合としてどのように捉えているかということも2点伺います。

○計画課長補佐【片山敬】 1点目の積極的な住民対応をしたほうがいいのではないかという質問に対してお答えをいたします。

私ども、運営連絡会ということで地域住民の方々にお集まりいただいていく中で説明をしているわけですが、寝屋川さんの例も私どもも承知しておりまして、その原因はVOC、揮発性の有機化合物でないかということが言われております。桜ヶ丘でもこういう意見は多くございまして、私どもでは施設設計に反映しまして、技術的に確立した最高水準の装置、設備を導入しているところです。

施設は稼働を始めたわけですが、VOC、この排出が規制されている、私どもの施設は規制されてはございませんが、規制されている事業所の最も厳しい基準、これが400PPMCとなつてございまして、私どもの測定結果からは、その20分の1程度、20PPMC程度で推移しております。このことから、健康被害を及ぼすおそれはないということを示して説

明をしているところです。

今後とも、運営連絡会、こちらのご意見を伺いながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○業務課長【**田野倉勇**】 3市のごみの状況でございます。

統計的に見ますと下がっている状況ではございますが、30年度におきましては、小平市におきまして有料化をしたことによって増えている状況でございます。失礼しました、31年度からの有料化に伴いまして、30年度は増えているものでございます。

今後なんです、可燃ごみにつきましては減っていくというふうに見込んでございますが、不燃・粗大ごみにつきましては27年度あたりから横ばい状態が続いている状況でございます。東大和市さんにつきましては、増減率については減っている状況でございます。武蔵村山市さんにつきましては、前年、29年度が減っていることで増減率が少し増えてしまっているという状況で、少し横ばい状態が続いているので、状況を見たいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【**中村庄一郎**】 渡邊議員、いいですか。

○12番【**渡邊一雄**】 最初の地域の住民の方にもうちょっと積極的にということに関しては、VOCの数値も低いし大丈夫だと。アンケートみたいなことは今考えていないというようなご答弁だったかなと思うんですが、これはほんとうに目に見えないものをこうやって一生懸命測定しながら公害被害を起きないようにということに取り組んでいただいているのはわかるんですけど、実際に気づかないうちに健康被害が進行していたり、気づいたときにはもう遅かったという、その場所にいられなくなったという方もいらっしゃるのを、

寝屋川で体験を聞いてきましたので、そこは、今後そういった数値だけではなくて、実際にどうなんだというところを周辺の住民の方からしっかり状況を確認するという、アンケートも含めて、ぜひそれは考えていっていただきたいというふうに要望しておきます。

ごみの搬入状況に関しては、小平市さんについては有料化を目前にして駆け込みというんでしょうか、それがどっと有料化になる前に捨てたほうがいいと、当然そういう市民の方考えるんだと思いますけれども、基本的には横ばいで推移しているということはわかりました。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。じゃ、要望ということですので、そのことについてはよろしく願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

○8番【森田真一】 附属書類の11ページ、12ページのところにかかりますが、1つは11ページ下段のスリーハーモニーが年度に開所ということなわけですが、これに伴って、この開所式は私どもも参加をさせていただきましたけれども、そのとき門前では周辺住民の方にもこの操業について納得がいないという旨の門前宣伝されていたりとかして、まだまだ住民との関係では、スタートはしたけども、しっかりしていないということがまだ残っているところかと思えます。

その原因の1つということになるかとは思いますが、組合ないしは構成市から住民に対して、少なくとも住民から見ると、情報が非常にわからない、とれないという問題を指摘をされました。これは、実は今月に入ってから、の市民主催で新焼却炉の学習会をやっていただきまして、その際に組合からも出前講座ということでご説明いただいたりとかもしたんですけれども、そこでも同じ指摘がありましたけれども、中身がわからないから不安が募る、ホーム

ページ等を見ても、どこにどう情報が書いてあるのか全く、全くというのは言い過ぎかもしれないけど、非常にわかりにくい。それから情報公開請求で、事務方でどういう検討がされたのかということを知ろうと思って情報公開請求を東大和市にしたら、その際には、とろうとした情報が組合の情報だから、これは市では発出したものじゃないから、市から情報提供できないんだという旨の回答をいただいたということで、その際にも、構成市が出ていって内部で検討しているのに、何でその構成市に聞いても、これはうちの情報じゃないという話になるんだろうかというような、そんなようなお話がありました。

市民からしたら1つの事業をやっているわけですから、どこに聞いてもわかるように情報をいただかないと納得できるものも納得できないというようなことが起こるということで、これはぜひ改善をお願いしたいと思って、現状、どういう認識かということを知えればと思います。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 それは要望ということでもいいのかな。

○8番【森田真一】 現状、十分だということなのか、それともまだ改善点があるということなのか、その程度いただければと思います。

○事務局長【村上哲弥】 先日、東大和市で開かれました講座といたしますか、私どもとしては出前説明会ということで依頼がありましたので職員を派遣いたしました。そこでいろいろやりとりがあったことは報告を受けております。

出前説明会の基本的なスタンスといたしまして、それぞれ組織市は出前説明会という仕組みを持っておりますので、それに準拠いたしまして、事業をわかりやすく、公開された資料をもとに説明をしていきたいと。そこにいらっしゃる方に、まず事業をわかっていただきたいというのが基本的なスタンスでございます。

また、ただいま1つ特別な状況といたしまして、入札事務の最中であるとい

うこともございまして、入札が終わりまして落札者が決定するまでは、細かい情報については少し差し控えたいという点もございます。

また、最後ですけれども、3点目となりますけど、情報の基本的なスタンスといたしまして、組合の情報につきましては組織市に説明をし、議会で説明をし、そして地域住民、市民の方に公開していくというスタンスに立っておりますので、公開できる時期が少し遅くなるということもあるのかなと思います。

また、各市に全ての情報については公開できるようにすべきではないかということなのですが、やはりその情報をしっかりと持っているところが基本的に情報公開をするものだと思っておりますので、組合がつくった資料につきましては組合で公開をしていくものと考えております。

また、それぞれの市においても、組織市とはいえ情報公開に対する考え方は違いますので、その制度に沿ってやっていくものと考えております。

情報公開につきましては、私どももいろいろご指摘をいただいておりますけれども、今後もわかりやすい組合運営について検討していきたいと思っておりますので、お気づきの点ございましたらおっしゃっていただければと思います。

以上でございます。

〇8番【森田真一】 ちょっと具体的な例でいいますと、今年の2月に行われた議員説明会の中で私どもがいただいた資料の中に、新焼却炉の大まかな見積り、どういうものでどれだけかかるかというのを、資料1枚いただきましたけれども、これはホームページで、10月の時点で見ようと思うと探せなかったもので、少なくともあったのかもしれないけど、探せなかったんです。11月のその説明会のときに、ほんとうはその内容を市民の方は知りたかったんだけど、それがわからなくて、その時点では今日紙で出ないんですかというようなお話があったものですから、私どもから議会でいただいた情報だから公表してもいいのかとは思ったんですが、その場では職員さんが直接いらっしゃったから私

どものほうから出しませんでしたけど、ここで、定例会なり説明会なりで出ている資料というのは、その時点で市民に対しては公開していい資料なのかどうなのかということを念のため確認させてください。

○総務課長【谷川知治】 議会、または議員説明会でお配りした資料につきましては、議員の皆様にお示しする以上、そちらは組合からの正式な情報という形でお取り扱いいただいてよろしい情報でございます。そのように考えてございます。

以上でございます。

○8番【森田真一】 ありがとうございます。

○5番【木戸岡秀彦】 私のほうからは、附属書類の11ページ、(3)の余熱事業施設ということで、延べ6万7,915人ということで、稼ぎがすごく多いなということを感じるんですけども、これはどういうところから来ているのか、内訳というのがわかるのかどうか。

あと、16ページです。見学者受け入れ実績という、一般が205人23団体、中学生2,726団体ということで、私も施設を見学して、施設を見学するとすごく認識が変わるということがあると思うんですけども、この受け入れた実績が大体どのあたりから来ているのか、あと周知をどう行っているかということを知りたいということと、もとに戻りまして、12ページの施設の説明、先ほどありました説明会ですけども、説明会は参加者は何人こられたのか、その3点お伺いします。

○計画課長【伊藤智】 まず1点目の足湯の関係での人数、6万7,915人ということで、来られる方の内訳ということでは、特にはそういうデータはとってございません。リピーターの方も増えているということと、あとは最近、雑誌だったりとかいろいろ取り上げていただいていますので、結構天気の良い連休なんかは遠方のほうからも見えているというようなお話を伺っています。例

えば外国の方なんかも来ていただいているようなところもあるようではございますが、詳しいどこからというところはデータをとっておりません。

以上です。

○総務課長【谷川知治】 附属書類15ページ、16ページに記載の見学者の受け入れ実績についてでございますけれども、こちらについては、こちらに記載のとおり小学生の見学が多くございます。内容としましては、30年度の実績で申しますと、それぞれ小平市からの小学校の見学が12件、武蔵村山市からが5件、東大和市からが9件といった内容でございます。

周知につきましては、広報「えんとつ」などにも見学、グループになりますけれども、受け入れできますということではお知らせしてございますが、小学校については例年おいでいただく学校さんも多くございます。

以上でございます。

○計画課長【伊藤智】 附属書類の12ページの各市民説明会の人数ということといただきました。こちらの具体的な人数ですが、まず一番上の資源物中間処理施設、こちらの日にちが書いてあるんですが、7月19日のほうにつきましては5名です。21日、午前、午後とありますが、午前につきましては9名、午後につきましては2名でございました。

次の（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の上段の工事に係る説明会、6月2日のほうですが、こちらにつきましては17名、下の11月4日につきましては11名というような形での実績でございます。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑ございますか。

○4番【山崎とも子】 1点質問させていただきます。

7款の諸収入についてです。当初予算では1,650万5,000円のところを、金属類等の売り払い収入として306万1,000円を増額補正したとい

うふうにあるんですけれども、意見書の参考資料の4ページのところ、雑入の内訳で見ますと、29年度と30年度と比べて、アルミくずや鉄くずなどの収入が減っているんです。

実際、どうしてこんなに収入が減ったのかというところと、この売り払い先、アルミくずですか鉄くず、その他の売り払い先というのは、どのように業者を決めているのか。それとも、1カ所で売り払い先が決まっているのかについて教えてください。

○業務課長【田野倉勇】 まず、ごめんなさい、どう……。

○議長【中村庄一郎】 もう1回聞こうか。声がこもっちゃっていて、ちょっとここまで届かない。ごめんなさい、もう一度、ちょっと端的にお願いします。

○4番【山崎とも子】 雑入内訳で、アルミくず、鉄くずなどが29年度と比べて30年度に収入が減っているんですけれども、これはどうして収入が減ったのかということがまず1点目です。

そして2点目は、売り払い先というのは事業者が決まっているのかどうかについて、すいません、お願いします。

○業務課長【田野倉勇】 まず、収入が減っている点でございます。そちらにつきましても、単価自体が下がったことによるものでございます。

売り払いなんですけど、こちらにつきましても見積り合わせを行ってございまして、資源物によって四半期だったり1年だったりという形でやってございます。

失礼しました、すいません。申しわけございません。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。森田真一議員。

○ 8 番【森田真一】 平成 30 年度小平・村山・大和衛生組合の一般会計歳入歳出決算に反対の立場から一言申し上げたいと思います。

決算なので、まずこの 30 年度を振り返ってということになりますけれども、悪天候等も大変この間多い中で事業をとめないで市民の暮らしを守ってくださった、こういう仕事をしていただいたということにまず敬意を表したいと思います。ほんとうにありがとうございます。

その上でなりますが、平成 30 年度は先ほども質疑の中で申し上げたとおり、東大和においてはスリーハーモニーの開所ということになりまして、残念ながら周辺住民の方との間では完全な合意の形成ができないまま事業が走り出したと、こういう経過がございます。私どもとしては、まことに残念、遺憾なことだと思っております。この状況が、先ほども述べたとおり、情報開示などさまざまな面で改善の上で関係が良好に、今後の事業が進むようにというふうに願っております。

特に、今後は新焼却炉の建設なども控えておりますので、繰り返しになりますが、大きなお金も動く中、住民には、今まで以上に情報提供をしていただきたいということも含め、今回は決算については反対をさせていただくということになります。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 ほかに討論ございませんか。渡邊一雄議員。

○ 1 2 番【渡邊一雄】 私も、平成 30 年度一般会計決算について、反対の立場から、簡単ではありますが、なぜ反対するのかという理由含めて述べさせていただきます。

先ほど森田議員からもありましたように、今回は、このスリーハーモニーのスタートを控えた年度と、その準備に要した年度ということで、やはりそこが

住民の合意が不十分であったのではないかということ、それから稼動した後に、先ほども質疑で確認をしましたがけれども、稼動してからの住民の方々への影響をしっかりと把握するという組合側のもう一步踏み込んだ調査をする姿勢というのか感じられないということで、今後の、来年度以降の予算に向けて、そういったことがより、情報公開も含めて周辺住民の方のしっかりとした状況を確認する予算になるようにという期待も込めて、今回は反対とさせていただきます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第12号「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9 議案第13号 令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)

○議長【中村庄一郎】 日程第9、議案第13号「令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程をされました議案第13号につきまして、

説明を申し上げます。

本案は、ただいまご認定をいただきました平成30年度一般会計歳入歳出決算剰余金が確定いたしましたことにより補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,005万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億5,003万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、5款繰入金を減額し、6款繰越金を増額するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費を増額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。村上事務局長。

○事務局長【村上哲弥】 お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

右のページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,005万円を追加し、予算総額を42億5,003万4,000円とするものでございます。

5枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。

歳入の内容でございます。

初めに、6款繰越金をごらんください。

補正前の額の欄にございます2,000万円は、平成30年度の剰余金として繰り越しを予定いたしました当初の歳入額でございます。

一方、剰余金の確定額は8,010万701円でございますので、当初予定額の2,000万円と確定額との差について、1,000円未満を切り捨てた6,010万円を補正するものでございます。

ページを1枚おめくりください。歳出でございます。

積立金では、平成30年度の剰余金を財政調整基金へ積み立てするものでございます。

ただいま、歳入で説明いたしました繰越金の2分の1の額を積み立てすることになります。補正額としては、3,005万円を計上してございます。

前のページに戻りますが、5款の繰入金は、歳出補正額合計3,005万円と均衡させるため、財政調整基金からの繰入額を減額するものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。

提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。

午前 10 時 52 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 中 村 庄一郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員 津 本 裕 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 森 田 真 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 鈴 木 明